

# 法図連通信

令和6年10月25日

## 目次

1. 法律図書館連絡会第66回総会報告 .....	2
2. 法学における出典の表示方法の解説について-- Henry T. Terry, <i>The first principles of law</i> (Z.P. Maruya 1878)に関する覚書 .....	4
3. 主要活動日誌 (2023.10~2024.10) .....	10
<編集後記> .....	10

# 1. 法律図書館連絡会第 66 回総会報告

(法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会)

第 66 回総会は、2023 (令和 5) 年 10 月 20 日 (金) に Web 会議システムを用いてオンラインで開催されました。協議事項に関する表決は当日の参加の有無にかかわらず「法律図書館連絡会第 66 回総会\_表決・連絡票」を幹事会へ提出する形となりました。表決・連絡票の提出期限は 11 月 2 日 (木) とされ、2023 (令和 5) 年 11 月 13 日 (月) に総会員数 52 のうち、34 会員から表決の提出があり表決の手続が成立したと表決結果がメールで報告されました。

以下、総会の主な内容を報告します。

## 13:00-13:05 開会挨拶

常任幹事館 (国立国会図書館 長谷川常任幹事)

## 13:10-14:10 基調講演

演題「リーガル・リサーチの今 英米法情報ベーシック編」

<講演者> 中網 栄美子 (秀明大学 学校教師学部 特任講師)

英米法の調べ方の概説書、イギリス、アメリカの制定法と判例のインターネット利用できる情報源とその利用方法をご講義いただきました。

## 14:20-14:50 協力企業動画配信・視聴

ウエストロー・ジャパン、LIC、極東書店、TKC の順に各社のオンラインサービスを紹介する動画が配信されました。

## 15:00-16:00 講演

演題「商用データベースを用いたアメリカ法の調べ方」

<講演者> 上田 茂斉 (ウエストロー・ジャパン株式会社カスタマーコンサルティンググループ シニアマネージャー)

データベースの提供の動向や、ウエストローを例に商用データベースでのアメリカ法を調べる際に注目する点などをご講義いただきました。

## 16:10-16:40 総会議事

### (1) 法律図書館連絡会幹事会等活動報告

2023 年度に計 4 回開催された幹事会の協議内容等について、長谷川常任幹事から報告されました。

<担当> 幹事会

### (2) 入退会報告 (退会 : 1)

2022年度第4回幹事会から2023年度第3回幹事会の間に入会はなく、2023年度第1回幹事会承認で、明治大学E L Mが退会した旨が長谷川常任幹事から報告されました。

<担当> 幹事会

(3) 収支決算報告書・監査報告書

2022年度の連絡会収支決算及び監査報告について金澤幹事から報告されました。

<担当> 会計担当幹事：金澤敬子氏（成城大学）

会計監事：磯祥子氏（学習院大学）、杉本伸代氏（東京経済大学）

(4) 委員会等報告

研修メディア委員会から基礎講座の開催等について、「法図連通信」等編集委員会から「法図連通信」第55号の発行について笠常任幹事が代読する形で報告されました。

(5) 協議事項

○第67回総会会場について

幹事会一任とすることが提案されました。

提案のとおり可決された旨の報告が11月13日にありました。

<担当> 幹事会

**16:40 閉会挨拶**

常任幹事館（大阪大学大学院法学研究科資料室 笠常任幹事）

**16:40-17:00 オンライン交流会**

## 2. 法学における出典の表示方法の解説について— Henry T. Terry, *The first principles of law* (Z. P. Maruya 1878)に関する覚書

(大阪大学大学院法学研究科資料室 笠 学)

1. はじめに
2. 日本の法律資料等の出典の表示方法に関する解説
3. 外国の法律資料等の出典の表示方法に関する解説
4. おわりに

### 1. はじめに

明治期以降の日本の法律資料に関する解説書について、筆者は若干の調査を行ったことがあります<sup>1</sup>。そのような本が現れたのは昭和期以降と思われませんが、現在ではそのような本において法律資料の解説と併せて、法律資料等に関する出典の表示方法に言及することが比較的多く見られます<sup>2</sup>。そのような本は多く、法情報調査の手引きを目的としており、調査の際に理解しておく必要のある出典の表示方法についても併せて解説を行う趣旨なのでしょう。また、論文等の作成を手引きする本においても、出典の表示方法に言及する例が見られます<sup>3</sup>。この類の手引書は、論文等の作成において引用する文献等の出典を示す必要があることから、そのような言及が為されています<sup>4</sup>。

様々な出典の表示方法のなかには、分野を特定しないものもありますが、各分野の文献等の特性に基づき、特にその分野に慣行として定着し、あるいは提案されたものがあります。法学分野においては、法律編集者懇話会の作成した「法律文献等の出典の表示方法」(2014年版)があります<sup>5</sup>。またアメリカでは *The bluebook: a uniform system of citation*(Harvard Law Review Association 21st ed 2020)<sup>6</sup>、*ALWD guide to legal citation*(Aspen 7th ed 2021)などいくつかのものが知られています。

<sup>1</sup> 笠学「法律資料の解説書に関する覚書」法関連通信 53号(2021年)3-15頁。

<sup>2</sup> 例えば、ロー・ライブラリアン研究会編『法情報の調べ方入門--法の森のみちしるべ』(日本図書館協会、第2版、2022年)、いしかわまりこ他『リーガル・リサーチ』(日本評論社、第5版、2016年)、西野喜一『法律文献学入門--法令・判例・文献の調べ方』(成文堂、2002年)。

<sup>3</sup> 例えば、近江幸治『学術論文の作法--論文の構成・文章の書き方・研究倫理』(成文堂、第3版、2022年)、田高寛貴ほか『リーガル・リサーチ&レポート』(有斐閣、第2版、2019年)、弥永真生『法律学習マニュアル』(有斐閣、第4版、2016年)、広中俊雄・五十嵐清編『法律論文の考え方・書き方』(有斐閣、1983年)。

<sup>4</sup> 論文等において先行文献に言及する意義については「自身の論文の新規性、独創性、信頼性の明確化」、「先行する著者(先人・先輩)に対する敬意」、「出典の明示」、「読者に対する情報提供」などが指摘されています(『参考文献の役割と書き方』(科学技術振興機構、2011年))。公表された著作物を引用して利用する場合は、法の定める方法及び程度により、その出所を明示することが求められます(著作権法48条)。

<sup>5</sup> 法律関係の出版社20社余りが参加し、その試案が1989年に次の文献において発表されました。法律編集者懇話会「法律文献等の引用方法について(試案)」書齋の窓388号(1989年)61-64頁、法律編集者懇話会「法律文献等の引用方法(試案)」法律のひろば42巻11号(1989年)70-72頁。引用文献の出典の表示方法について統一化を図ることは、文献の追跡を行う読者、著作者の便宜につながり、出版社にとっても重要なことであると、検討の動機がこれらに記されています。

<sup>6</sup> 初版は1926年に発行され、表題は *A uniform system of citation: abbreviations and form of citation* でした(表題の一部として *bluebook* が記載されたのは後年のことです)。

次の一文は、上記の *The bluebook* について阿川尚之教授が記したものです。アメリカのロー・スクールが発行する法学雑誌の編集に携わる学生スタッフが *The bluebook* に依拠して仕事をする様子が描かれています。また、これを使用する効用についても記しています。

ドウェインによれば、ジャーナルの平のスタッフの仕事は、一にも二にもブルー・ブッキングと  
いって、集めてきた論文に引用されている判例の番号のチェック、引用の仕方が正しいかどうか  
のチェックだという。

ブルー・ブックというのは、ハーバードとエールとコロンビアの法学雑誌のメンバーが編集した、ブリーフや法律論文の書き方に関する詳細な規則集で、表紙が青いことからこの名がついている。およそアメリカで法律の仕事に従事するものは、先ずブルー・ブッキングの仕方を知らなくてはならず、特にロー・ジャーナルの連中は偏執的とも言えるほどの執念で、正しい判例の引用の仕方に心を配る。中身さえあればと思うが、一字一句、句読点の打ち方にまで気を配る訓練を経て、初めて中身のある論文も書けるのだというのが、ロー・レビューの伝統的な考え方のようだった。実際アメリカの一流弁護士は皆ロー・レビューでブルー・ブッキングの訓練をみっちり受けているから、細部をゆるがせにしない。彼らの書くメモランダムはタイプミスが少なく、また見た目がきれいである。逆に見栄えが悪く、タイプミスの多いメモを書く弁護士は、一般にその質も疑ってかかった方がよさそうである。(阿川尚之『アメリカン・ロイヤーの誕生--ジョージタウン・ロー・スクール留学記』(中央公論社、1986年) 170頁)

引用の仕方とその熟練について、上記のような執念や効用がこれまで日本に存在したことがあったのか、筆者は未だ確認していません。

戸田山和久教授の次の一文は、論文を作成することに関連してではありますが、出典の表示方法に関する慣行を「しきたり」と捉え、その性質を指摘しています。

——さて、いよいよ参考文献 (references) の書き方だ。これって気が重いなよねえ。

——なぜですか？

——論文のいろいろなしきたりの中で、これがいちばんうるさいの。アカデミックな世界に限らず「しきたり」ってのはさ、基本的にはどうだっていいもんなんだよね。引用箇所だって、どこから引用したのかわかりさえすればOKって考え方もあるよね。でも、そうはいかないところが「しきたり」の「しきたり」たるゆえん。しきたりにはだいたいつぎの二つの傾向がある。一つは、学問のジャンルによってどんどん違ってくるってこと。そして、もう一つは、しきたりがあると、自分のやり方だけが唯一正しいやり方だと思うアタマの固い人が出てくるってこと。(戸田山和久『論文の教室--レポートから卒論まで』(NHK出版、最新版、2022年) 267頁)

「学問のジャンルによってどんどん違ってくる」という点は、判例集等の特色ある資料を扱う法学分野においても該当するのかもしれませんが。

先行文献等に言及する必要がある場合は、その出典を表示することが行われてきたのですが、例えば法律資料に関する手引書において、そのような出典の表示方法について解説がされているとすれば、それは単に出典の表示が何らかのやり方で行われていることとは別のことを意味します。そのように解説された表示方法がある程度広範囲に慣行として行われている状況や、教育上の配慮が進展することにより、そのような解説に需要の生じ始めている状況などが推測されるからです。

## 2. 日本の法律資料等の出典の表示方法に関する解説

明治期以来、法令は官報等に掲載され、裁判例は判例集等に登載されました。そしてそれらを整

理するために付された一定の情報も併せて記載されました。前者においては法令番号等が、後者においては裁判年月日と事件番号等がそのような情報に含まれます。それらの情報は様々な場面で、引用や出典の表示方法の一部としても用いられることとなります。

大審院の明治期の判例集において、既刊の判例集を示して先例を引用した判決を確認できます<sup>7</sup>。また、明治期の法学雑誌の論考において、法学文献の引用を確認することができます<sup>8</sup>。しかしながら、出典の表示方法を解説する例は明治期においては確認できないようです。そのような解説を掲載する可能性のある、法律資料に関する手引書や法学論文の作成方法に関する手引書を筆者は明治期において未だ見出していません。民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法など重要な法典の制定が本格化したのは、大日本帝国憲法が公布された1889（明治22）年以降でした。「大審院判決録」は刊行の初期において索引等が不十分であり、その整備が始められたのは1887（明治20）年頃以降のことでした<sup>9</sup>。調査の対象や方法が必ずしも十分に整っていなかったそのような状況を考えると、法律資料に関する手引書の需要が明治期においてなかなか生じなかったとしても不思議ではありません。また、当時の法律書について「現在のような学術書の註記や引用文献、索引の体裁が備って来たのは明治の末年にポツポツ現れはじめたにすぎない」という指摘があります<sup>10</sup>。

法律時報編集部編『法律年鑑』（日本評論新社、昭和10年版、1935年）は、当該年度の新法令、文献、判例及び判例評釈についてまとめており、次のような一定の方式に基づいてそれらの情報を整理しています。新法令は件名・法令番号・公布年月日、単行書は題目・著者名・刊行年度・定価・発行所（又は発売所）、雑誌論文は題名・執筆者名・掲載された雑誌の略語及びその雑誌の巻号（又は通し番号）、判例は事件番号・判決年月日・出所等。これらは出典の表示方法の一例となり得るものですが、本書には、そのような方式に関する慣行の存在を示す意図は確認できませんし、またそのような方式の範を示す意図も確認できないようです。もっとも、様々な法情報と法律資料の表示方法をまとめた形で提示する本書のような資料は、そのような方式に対して関係者の意識が向くことを促した可能性はあったのかもしれませんが。本書は戦前には昭和18年版まで刊行されました。

因みに、自然科学の分野に目を向けますと、出典の表示方法に関する解説書が昭和期のはじめ頃に刊行されました。例えば次のような諸冊があります。工藤六三郎『論文発表の栞』（丸山舎書店、1929年）15頁以下、田中義麿『科学論文の書き方』（養賢堂、1929年）61頁以下、緒方富雄『論文を書く人のために--医学を中心として』（日新書院、1943年）64頁以下。出典の表示方法に注意を向けるのは、法学分野よりも自然科学分野の方が早かったようです。いずれの本も論文作成の手引書です。外国文献を引用する必要があることなどから、そのような外国文献の表示方法への言及がいずれの本にも認められます。

筆者の知る限り、日本の法律資料について出典の表示方法を解説する例は、1960年代以降に見ら

---

<sup>7</sup> 例えば、大審院第一民事部明治32年11月14日判決・「大審院民事判決録」5輯10巻49頁において登載判例集を示す方法で先例を引用していることを確認できます。

<sup>8</sup> 例えば、菊地武夫「売買法比較論」法学協会雑誌1号（1884（明治17）年）12-30頁は、出典の表示を括弧で括り本文に組み入れています。その方式は「ハンター羅馬法第三百十九丁」（同書15頁）のように、出版社や出版年などを記さない簡略なものでした。

<sup>9</sup> 笠学「「大審院判決録」の編集・発行における改変について：明治18年分乃至28年分に関する一考察」法図連通信51号（2019年）20-22頁。

<sup>10</sup> 西村捨也『明治時代法律書解題』（酒井書店、1968年）292頁。注の方式について、美濃部達吉『日本国法学』（有斐閣書房、上巻上総論、1907（明治40）年）は、脚注を採用した比較的早い例なのかもしれません。同じ頃に刊行された加藤正治『海法研究』（有斐閣、1巻、1909（明治42）年）は本文に注を組み入れる方式を採っています。また、これらよりも少し古い年代に刊行された江木衷『現行 治罪原論』（有斐閣、上巻、1889（明治22）年）は注番号を設けずに該当頁の上部の余白に注を挿入する頭注の方式でした。これらはいずれも注において出典を示しています。

れるようです<sup>11</sup>。そのような解説は法律資料の調査を手引きする文献、あるいは論文等の作成を手引きする文献に認められ、前者の文献においては、法律資料に関する解説と併せて記されました。

### 3. 外国の法律資料等の出典の表示方法に関する解説

ところで、外国の法律資料等について出典の表示方法を解説した例は、次の明治期の本に見られます<sup>12</sup>。Henry T. Terry, *The first principles of law* (Z.P. Maruya 1878)。この本は東京大学で1877年以降、外国人教師として長く英米法を講じたアメリカ人のテリー先生 (Henry Taylor Terry, 1847-1936)<sup>13</sup> が学生のために英文で書いた法学入門書です。標題紙には日本語の標題『法律原論』が併記されています。500頁を超える本で、出版を引き受けた Z.P. Maruya は、丸善株式会社 (現在の丸善雄松堂株式会社) が創業以来比較的初期の頃に使用していた名称です<sup>14</sup>。該当の解説は CHAPTER IV. LAW-BOOKS に含まれています。この章においてテリー先生は英米の法律資料 (Statute Books, Reports, Text-books and treatises) について簡略ながら解説を記したのち、Statutes, Reports, Text-books and treatises についてそれぞれ節を設けて、Citation of authorities を解説しています。法学入門の性格を持つ本書において、法律資料に関する解説と併せて出典の表示方法に関する解説が為されているわけですが、これは、そのような解説が法学教育において有益であると、著者が考えていたためでしょう<sup>15</sup>。第218節の Citation of Reports は次の通りです。

218. *Citation of reports.*— The Year Books are cited by the name of the King in whose reign they were issued, the year of his reign and the page, as "Y.B.22 Ed.4,26." Other reports are cited by giving first the volume, then the name, and lastly the page, as 12 Pet.125. In the new English reports the volumes containing the decisions of each court or division make a separate series, so that the number of the volume must be inserted after the words Law Reports; thus "L.R.8 C.P.225."

"the new English reports"は、本書の出版される十数年前の1865年分以降、現在に至るまで刊行されている *The Law Reports* を指しています。因みに上記の邦訳は次の通りです<sup>16</sup>。"C.P."は Court of

<sup>11</sup> 例えば、裁判所書記官研修所編『法令・判例・学説の調査について』(最高裁判所事務総局、訟廷執務資料(31号)、1961年)、中川淳ほか『法学学習案内』(日本評論社、1970年)、高瀬暢彦『法学学習読本』(評論社、1978年)。編集者の立場から引用の方式に言及した文献として、新川正美「論文の書き方(3)」書齋の窓121号(1964年)24-28頁。

<sup>12</sup> ここで取り上げるのは英米法の表示方法に関する解説書です。他の外国法の表示方法に関する解説書が明治期に日本で刊行されたことは今のところ確認できません。

<sup>13</sup> 東京帝国大学編『東京帝国大学一覽』(東京帝国大学、従大正3年至大正4年、1915年)97頁に記されたテリー先生の肩書等は次の通りです。「バッチエロル、オフ、アーツ(エール大学)カウンスロル、アト、ロウ 東京帝国大学名誉教師 元法科大学教師 ヘンリー、チー、テリー」。

<sup>14</sup> 丸善株式会社編『丸善百年史--日本近代化のあゆみと共に』(丸善、上巻、1980年)39頁によると、Z.P.は善八のイニシアルのようです。Z.P. Maruya は丸屋善八(Zen Pachi Maruya)を表すのでしょう。丸屋善八は、早矢仕有的が横浜に開業した丸屋商社の店主名ですが、これは実在しない名義人としての名前でした(同書32-42頁)。

<sup>15</sup> テリー先生は、後年に日本で出版した次の本においても、法律資料に関する解説とともに出典の表示方法を記しています。Henry T. Terry, *An elementary treatise on the common law, for the use of students* 26-30 (Maruzen kabushiki kwaisha 1898) [Bibliographical Note]。

<sup>16</sup> 元田氏の訳本のほか、次の3冊がこの節を訳していますが、いずれも抄訳であり、"L.R.8 C.P.225."の箇所は省かれています。ヘンリー・ティー・テリー(法文館翻訳部訳)『法学原論』(法文館、1914年)、ヘンリー・ティー・テリー(土居寛申訳)『法律原論』(清水書店、第4版、1925年)、エッチ・ティ・テリー(喜多壯一郎訳)『英法概論』(稲門堂書店、1925年)。

Common Pleas（人民間訴訟裁判所）の略記ですが<sup>17</sup>、ここでは慣習法部と訳されています。

第二百十八節 判決録ノ引証 <sup>イエヤ、ブック</sup>判決年報ヲ引証スルニハ之ヲ発行シタル年代ノ皇帝ノ名ト其治世ノ年ト及ヒ其書ノ丁数トヲ示スヘシ即チ判決年報二十二エドワルド四百[ママ]二十六ト言フ如シ其他ノ判決録ハ冊数書冊[ママ]及ヒ丁数ヲ示シテ引証ス即チ [ママ]ニ「ピーター」百二十五ト言フ如シ近来新キ判決録ハ同冊ノ中ニ各別ノ裁判所又ハ裁判部ノ判決ノ編入シタル故ニ冊数ヲ <sup>ロー、レポルト</sup>法律判決録ノ後ニ記スヘシ即チ法律判決録ハ慣習法部二百二十五ト言フ如シ（T.テリー（元田肇訳）『法律原論』（英吉利法律学校、上巻、1885（明治18）年）254頁）<sup>18</sup>

次の一文は伊藤正己教授がテリー先生と本書について述べたものです。本書がイギリス法学派に属する学校において大きな影響力を及ぼしたことが指摘されています。

この分析法学的法思考にきわめて大きな影響を与えた学者として、ヘンリ・T・テリをあげなければならない。彼は、明治一〇年に来日して、東京大学法学部の創設よりその教授としてイギリス法学派の養成の中心的地位を占めていたのであり、彼の法思想は当然にその学派の支柱となつたと考えてよいし、一八七八（明治一一）年に東京で刊行された”The First Principles of Law”は、その序文にも明らかなように、学生のための教科書であることを主たる目的として書かれたものであり、おそらく、イギリス法学派に属する学校において、広く用いられ、そこで学んだ者に最も大きな影響力を及ぼしたものである。（伊藤正己編『外国法と日本法』（岩波書店、岩波講座現代法14、1966年）265頁）

テリー先生の教えを受け、東京大学で長く英米法の研究・教育に携わった高柳賢三教授（1887-1967）は、第一高等学校の学生であったときにこの本が教科書として使われたと回想しています<sup>19</sup>。本書は1878年の出版以来、版（刷）を重ね1934年に第15版（刷）を発行していますから、長期間にわたりよく読まれたようです。邦訳もいくつか出版されました<sup>20</sup>。本書において出典の表示方法に関する記述は全体のごく一部にすぎませんが、もし読者が注意深く本書に目を通したのであれば、相当数の人が該当箇所を読んだ可能性があります。

因みに、英米の法律資料について日本語で出典の表示方法を解説する文献は1930年頃に現れました<sup>21</sup>。ドイツ法やフランス法についても、明治期以降の我が国は英米法同様に関心を持っていた

<sup>17</sup> 田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）。

<sup>18</sup> [ママ]と記した通り、誤植や脱字と思われる箇所がいくつかあります。本稿では東京大学法学部の蔵書（NII書誌ID:BA5580213X）を参照しました。国立国会図書館デジタルコレクションの蔵書（永続的識別子 info:ndljp/pid/786203）では第218節が227頁に掲載されています。このことから本訳書は版の異なる冊が存在すると考えられます。

<sup>19</sup> 「高柳賢三先生にきく（一）--日本における英米法研究の足跡をたどる」書齋の窓97号（1962年）2頁。

<sup>20</sup> ヘンリー・チャー・テリー（島田三郎訳）『法律原論』（律書房、巻一・巻二・巻三上巻・巻三下巻、1879-1880年）、T.テリー（元田肇訳）『法律原論』（英吉利法律学校、上巻・下巻、1885-1886年）、ヘンリー・ティー・テリー（法文館翻訳部訳）『法学原論』（法文館、1914年）、ヘンリー・ティー・テリー（土居寛申訳）『法律原論』（清水書店、第4版、1925年）、エッチ・ティ・テリー（喜多壯一郎訳）『英法概論』（稲門堂書店、1925年）。

<sup>21</sup> 田中ら『英法概論』（巖松堂書店、1933年）5頁、高柳賢三『法源理論』（有斐閣、1938年）86-88頁。

はずですが、出典の表示方法に関する解説は英米法ほど古く迄遡って確認することができないようです<sup>22</sup>。外国法の出典の表示方法に関する解説について、今日では、田中英夫ほか『外国法の調べ方--法令集・判例集を中心に』（東京大学出版会、1974年）や、北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004年）などを参照することができます。

日本の法律資料について出典の表示方法に関する解説を記す文献の現れるのは、先述のようにおそらく1960年頃のことですから、*The first principles of law*の出版された1878年から随分と時間が経っています。類書の内容に関する調査は引き続き行いたいと思いますが、差し当たりは、本書の出版後、日本の法律資料等について出典の表示方法の解説を記した文献は相当の期間現れなかったと筆者は考えています。

#### 4. おわりに

情報の生成、流通、蓄積が盛んである現在において、わたくしたちは様々な媒体を用いて比較的頻繁にそのような処理を行い、法学の分野においても過去の文献等の利活用が盛んです。そのような状況においては、出典の表示に方式を求めること、あるいは、そのような方式が慣行として存在することが、情報を処理する効率性などの点で一定の意義を持つことをわたくしたちは十分に理解し、そのような方式に関する解説を自然に受け入れています。しかしながら、第2節で触れたように、明治期においては、おそらく、法律資料の出典の表示方法に対して十分な注意が向けられてはいませんでした。当時の読者はテリー先生によるそのような表示方法に関する解説をどのように受け取ったのでしょうか。

*The first principles of law*は明治期以来相当の期間において影響力を持った法学入門書、あるいは英米法の入門書として重要であるだけでなく、法律資料に関する解説を記し、また出典の表示方法に言及した点において、日本で出版された法情報調査に関連する資料としても、先駆的（唐突に現れたと言ふべきでしょうか）で興味深いものであると筆者は考えています。本書及び本書のいくつかの訳書に関する調査は十分に整理がされているとは言えません。そのような資料を確認することは、法情報調査を含む法学教育の歴史を検討するうえで意義のあることなのかもしれません。

---

<sup>22</sup> ドイツ法について出典の表示方法を解説する文献は、田村康三「ドイツ法律語の略し方と法令・判例・文献等の引用方法」法学教室2号（1961年）154-156頁が比較的早く、フランス法について出典の表示方法を解説する文献は、高橋康之「フランス法律語の略し方と法令・判例・文献等の引用方法」法学教室3号（1962年）152-156頁が比較的古い例のようです。

### 3. 主要活動日誌（2023. 10～2024. 10）

2023. 10. 20	法律図書館連絡会第 66 回総会（オンライン開催）
2023. 11. 13	第 66 回総会の表決結果の報告（メール送信日）
2023. 12. 15	2024 年度第 1 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）
2024. 3. 1	2023 年度基礎講座（成城大学）
2024. 5. 10	2024 年度第 2 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）
2024. 8. 2	2024 年度第 3 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）
2024. 10. 18	2024 年度第 4 回幹事会（国立国会図書館、オンライン会議併用）
2024. 10. 25	法律図書館連絡会第 67 回総会（オンライン開催）

#### <編集後記>

今年の夏も昨年と並んで最も暑かったという報道がありました。もともと夏は苦手ですが、連日の猛暑で、余計に疲れるようになった気がします。

（法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 牛島 靖欧）

8年ぶりに有観客で開催されたオリンピック・パラリンピック。連夜のテレビ観戦で寝不足の日々でした。満員の観客席を見て、東京は貴重な機会を失ったんだなぁと寂しい気持ちにもなったりして。人が集まるというのは、人間にとって大切な事だと改めて思った夏でした。

（法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会 小和田 智子）

2024（令和6）年10月25日

**法 図 連 通 信 第 56 号**

発行 [法律図書館連絡会](#)

編集 法律図書館連絡会「法図連通信」等編集委員会

（国立国会図書館調査及び立法考査局議会官庁資料課内）

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話：03-3581-2331（代） 内線 21601 FAX：03-3591-3655

E-Mail：[hogikai@ndl.go.jp](mailto:hogikai@ndl.go.jp)